

平成27年度 第3回 吹田市入札等監視委員会 会議録 (概要)

1 開催日時 平成27年11月24日 (火) 午前9時30分から11時30分

2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室

3 出席委員 三浦 潤 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員

4 会議概要 平成27年7月1日から9月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。
また、平成27年7月1日から9月30日までに行った指名停止の措置について審議を行うとともに、同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件296件及び第2回吹田市入札等監視委員会で審議されなかった案件から以下の案件を各委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

(抽出案件一覧)

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額 (円)
1	一般競争 (工事)	都市計画道路十三高槻線配水管布設工事 (昭和町工区)	51,408,000
2	一般競争 (工事)	五反田橋補修及び耐震補強工事並びに 五反田橋補修及び耐震補強工事に伴う附帯工事	17,668,800
3	一般競争 (工事)	(3-1)場外系監視用サーバ等更新工事	85,104,000
		(3-2)吹田市川面下水処理場No.4雨水ポンプ電気設備工事	48,924,000
		(3-2)吹田市南吹田下水処理場スプレーポンプ電気設備工事	47,736,000
		(3-2)吹田市南吹田下水処理場I系最終沈殿池電気設備工事	34,452,000
		(3-2)吹田市南吹田下水処理場第1直流電源装置電気設備工事	27,216,000
		(3-2)破碎選別工場破碎機系及び一般系集塵ファン電気設備更新工事	26,136,000
4	指名競争 (工事)	吹田市立吹田第一小学校消火管改修工事	3,607,200
		吹田市立東佐井寺小学校給食調理室給水管改修工事	3,456,000
		吹田市立山田第五小学校給食調理室給水管改修工事	3,024,000
5	随意契約 (工事)	都市計画道路千里山佐井寺線配水管布設工事 (その2)	24,300,000
		千里山霧が丘ほか配水管φ100mm～φ450mm移設工事	14,580,000
6	一般競争 (業務委託)	破碎選別工場等施設整備・保守業務【長期継続契約】	309,484,800
7	一般競争 (業務委託)	吹田市水道部検針業務及び水道料金等滞納整理業務	167,893,560
8	随意契約 (業務委託)	吹田市人事給与システム構築業務	97,487,280
9	指名競争 (物品)	自動体外式除細動器 (AED) 購入	3,013,200
		AED (自動体外式除細動器) 購入	2,726,460
10	随意契約 (賃貸借)	(10-1)基幹系システム用PC等 (平成27年度調達分) 賃貸借	40,159,314
		(10-2)吹田市学校図書館システムに係る機器の賃貸借に関する業務【長期継続契約】	46,558,800
11	指名競争 (工事) (前回分)	吹田市川面下水処理場雨水滞水池設置工事跡復旧工事	9,385,200
12	随意契約 (工事) (前回分)	(12-1)南吹田1丁目配水管φ500mm布設工事	26,676,000
		(12-2)破碎選別工場カレット自動立体倉庫改良工事	26,892,000

5 委員からの質問とそれに対する回答

質問	回答
<p>【指名停止の措置の審議について】</p> <p>指名停止になった事業者は、産業廃棄物収集運搬業の取消処分を受けて営業の継続は可能なのか。</p>	<p>産業廃棄物の収集運搬業に係る営業はできませんが、その他業務委託、清掃、施設管理の業務についても希望登録していますので、それについては1か月の指名停止処分ということになります。</p>
<p>【抽出案件の審議について】</p> <p>【案件1】</p> <p>最低制限価格調整額の内容について説明してほしい。</p> <p>最低制限価格調整額の趣旨は、偶然性を重視しているということか。</p> <p>最低制限価格基準額に7万円程度の金額を足すことがそれほど意義があることなのか。調整額がプラスマイナス18万円程度の金額では大差がないように感じるが。</p> <p>国の指導に従って現状のシステムを採用したということか。</p>	<p>最低制限価格は、「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」第8条に規定しており、最低制限価格算出基礎額に最低制限価格調整額及び消費税等相当額を加算した額としています。各業者の入札書提出日時の入札秒の最も小さい業者の入札ミリ秒数を調整額対象数値とします。これを基に算出した今回の最低制限価格調整額は7万円のプラスとなり、その結果、設計金額を基に算出した最低制限価格算出基礎額に調整額7万円を加えた額の4,166万円が最低制限価格となります。</p> <p>最低制限価格は一般競争入札では事後公表のため、コンプライアンスの関係上、ランダム係数によって変動させたいと考えています。事業者は電子入札システムにおいて入札書の提出日時を千分の1秒までは操作できないと考えられることから、電子入札システムの入札提出日時のミリ秒数は、ランダム係数として用いるのに適しています。また、この係数を紙ベースで公表することにより事業者が実際に目で確認できる数字であるため、この方式を採用し最低制限価格を積算しています。</p> <p>偶然性に加え、事業者の目でも確認できるため、市が勝手な数字を設定したのではないことが分かるということです。</p> <p>工事案件は、もともとは最低制限価格を設定し事前公表していましたが、入札結果がくじ引きになることが多く、また国から事後公表に移行するよう通知があったため事後公表となりました。そうなる情報漏えいの問題があり、その解消のため、職員でも開札までその額がいくらになるか分からない調整額を導入しました。大阪府ではコンピューターが自動で算出するランダム係数を用いていますが、吹田市では入札提出ミリ秒数を適用しています。</p> <p>国からの通知に加え、事業者に積算能力をつけていただくために事後公表にしたという面もあります。</p>

質問	回答
<p>ほとんどの事業者が失格になっており、元々の最低制限価格の設定が妥当だったのか疑問に感じる。</p> <p>多くの事業者が入札した金額よりも高いところで最低制限価格が決まるような調整額の設定というのは問題があるのではないかと。多くの入札金額を基準にして最低制限価格が決まるような調整額の設定の仕組みを今後検討してほしい。</p>	<p>御指摘のとおりですので今後、検討してまいります。</p> <p>今後、検討してまいります。</p>
<p>【案件2】</p> <p>入札参加者数が3者のうち1者が辞退する状況で、落札率が極めて高い事情について説明をお願いしたい。</p>	<p>落札率は受注者の入札額により決定するものであり、発注機関が関与できるものではなく推測できかねますが、入札参加者が少ないことにつきましては、河川を占用する橋梁の補修工事は渇水期の施工となるため、他の発注機関でも発注時期が集中し、技術者の確保が困難であったためと思われまます。</p>
<p>【案件3-1】</p> <p>最初の設計金額が落札事業者の参考見積りに基づいている事情を考えると、実質的には随意契約に近いと思われる。初めから1者しか入札者がいない又は他者が入札する可能性が低いと考えられる場合に、随意契約に切り替える方法はないのか。</p> <p>システム更新の場合も、最初に構築していた事業者ならある程度の応用ができるだろうが、一から作るということになればコストが多くかかると思われる。今回は金額の9割が新しいものだが、今回の落札事業者にとってはコストが抑えられて、参入事業者にとってはコストがかかるのは明白である。</p> <p>設計金額も、もとの事業者が設計した形に近いものであるため、参入事業者にしてみればとてもそれではできない可能性も考えられる。それも踏まえ競争入札にして意味があったのか。随意契約にして価格交渉した方が適切だったのではないかとと思われるが。</p> <p>参入してくる事業者が1者だろうという予想はできなかったのか。</p>	<p>この案件は、主に更新する部分と既設のものを改造する部分があり、既設部分は現在のシステムを構築している現在の事業者が有利ですが、その割合は金額では1割にも満たず、更新部分が9割を占めるので、労力は必要ですが、競争は可能であると判断して入札を行いました。</p> <p>以前、システムを更新した際に既設システムを構築していない事業者が落札したことがありました。既設の電算システムでも更新する部分が多くありますと、既設の事業者と比べると利益率は悪くなるかもしれませんが利益を出すことが可能で、当初とは異なる事業者が入札に参加される場合がありますので、そういった判断をして入札を行いました。</p> <p>初めの時点では、入札参加の意思はあったんですが、入札の段階で辞退したと聞いております。</p>

質問	回答
<p>公告から入札までの期間が短くて、一般競争入札の実質が確保できていないと思われるが、もう少し期間を取るとは難しいのか。</p>	<p>入札の結果が出るまでに1か月ほどの時間がかかってしまいますので、工期の関係もあり難しところもありますが、考えていきたいと思えます。</p>
<p>【案件3-2】</p> <p>説明を見ても既設メーカーが極めて有利で、これが本当に競争入札にふさわしいのか疑問を感じる。説明をお願いしたい。</p> <p>こういう場合であっても随意契約をしない方が合理的だという理由はあるか。</p> <p>この場合は落札率が非常に高く、既設事業者の思惑どおりになっているようなので、随意契約にすれば価格交渉する余地があり、その方が吹田市にとって有利にならないのかと思うが。</p> <p>先ほどの案件では、事業者からの参考見積りを取ったということだが、今回の案件ではそういう事情はなかったのか。</p> <p>結果的に参考見積りを取った事業者が入札に参加しなかったということだが、その事情は何かあったのか。</p> <p>今回の予定価格に関しては、参考にしたのは落札された事業者の見積りか。</p> <p>既設設備に関する詳細の把握というのは、市で資料を持っているのか、それとも現地に行けば分かるものなのか。</p>	<p>既設の機器があつてその一部の周辺機器を入れ替えるという場合は、どうしても機器を最初に入れた事業者が有利になってしまいます。</p> <p>周辺機器ごと取り替えるということであれば、他の事業者も参入できますので、その参加の可能性も考えて一般競争入札にしたということです。</p> <p>予定価格は積算・設計をした金額に基づいて設定しており、本市では随意契約においても予定価格を設定しております。国から歩切り等をしてはいけないという通知がありますので、予定価格に関しては随意契約であっても変更することはできません。そのため、事業者から予定価格の範囲内で金額を提示されると価格交渉ができなくなってしまいますので、予定価格の考え方を変えない限りは、随意契約であっても金額的な結果はあまり変わらないと考えております。</p> <p>基本的には既設の事業者を含めて見積りを取っておりますが、案件ごとに最低でも3者、最大で8者から見積りを取りまして、その中から1番安いものを採用しました。設計価格の算出については、一般的な歩掛による積算を基にしています。</p> <p>入札の結果がそうであったという認識ですが、あえて推察するとすれば、既設設備の改造部分がある中で、既設設備の設置メーカー以外の事業者にとっては詳細把握が難しいため、品質保証ができない部分があり、入札に参加しなかったのではないかと考えております。</p> <p>そうでないものもありまして、落札された事業者の見積りを採用した数は多くありません。</p> <p>既設設備に関しては、工事が完成すれば完成図書を受け取りますので、それで全て把握できるようになっています。</p>

質問	回答
<p>入札を希望する事業者は、それを見ることは可能なのか。</p> <p>心理的に随意契約をしないという意識があるのか。</p>	<p>見ることは可能ですが、あまり他のメーカーが手を入れることはないです。お互いに品質保証ができないという面があると思います。あとシーケンスプログラム等になりますと、知的財産の問題もありますので、あまり公表していないということになります。</p> <p>市としましては、競争性の確保を優先したいと考えております。</p>
<p>【案件4】</p> <p>説明では4月から6月は発注が多かったために、7月上旬に発注した案件は技術者の確保が困難で辞退が多い。時期的なものが理由なのではないことだが、辞退した事業者は他で入札していたという事情があるのか。</p> <p>辞退届には理由を書く欄があるのか。</p> <p>辞退届に理由を書く欄を設けてはどうか。次の入札等を考えるときの判断材料になるかと思うが。</p> <p>特定の事業者だけが辞退をしているということではないのか。</p> <p>金額が300万円に近い案件だが、これぐらいの案件では大きな事業者ではなく地元の事業者で行うのか。</p>	<p>1つ1つの案件で辞退した事業者の入札状況はわからないのですが、配置できる技術者がいなかったため辞退が多かったと聞いております。また、3件のうち2件を落札した事業者については、耐震工事を落札していませんでしたので、配置できる技術者がいたと考えられます。事業者の指名の選定については、そういった事業者を中心にするように心がけていますので、技術者の確保ができれば応札し、その結果連続して落札するということもあります。</p> <p>理由を書く欄はないのですが、辞退が多くなりましたら、何が原因なのかをつかんでおきたいので確認するようにしています。例えば全者の辞退により不調になったときには、仕様書が合わなかったのか、期間が合わなかったのか、技術者が確保できなかったのかなどを確認し、再度の入札時にはその要因を取り除きたいと考えておりますので、口頭で辞退の理由を確認するようにしています。</p> <p>検討いたします。</p> <p>例えば事業者は地域性というのをとても重要視していきまして、会社の所在地に近い工事の場合は、頑張っで落札しようとされます。</p> <p>市内の地元の事業者で入札ということになります。</p>
<p>【案件5】</p> <p>この案件は、もともとこの事業者が別のプロジェクト等で受注しているのか。</p>	<p>はい。近場の工事を受注されているため随意契約しています。</p>

質問	回答
<p>もとは都市整備部所管だが、都市整備部がまとめて契約をするというような扱いにはならないのか。</p> <p>この事業者が請け負った工事の規模はかなり大きいのか。</p> <p>随意契約にすることによって、吹田市にとって有利になるのか。</p> <p>他の事業者は参入は困難なのか。</p> <p>この工事は実際に元請けが施工したのか。下請けに任せているということはないか。また、実際に建設現場でチェックは行っているのか。</p> <p>千里山霧が丘ほか配水管移設工事についても、独立行政法人都市再生機構が発注した大規模な工事と交差する吹田市の工事ということでよろしいか。</p>	<p>そのような扱いにはなりません。</p> <p>もとは都市整備部が発注をしている千里山駅周辺地区都市再生整備計画事業ですが、この全体事業をこの事業者が請け負っており、かなり大きな規模で行っております。</p> <p>はい。工程管理はもちろん全体の施工管理も行っているため、吹田市にとって有利でありますし、安全管理におきましても大きなヤードの中で工事を行っておりますので、余分なガードマンを付けるというようなことも無くなり、経費の削減にもなります。</p> <p>単独で参入することは難しいかもしれません。</p> <p>一括下請ということはないですが、水道工事はこの事業者、土木工事に関してはこの事業者というふうに分かれてはおります。また、代理人の届出等についても、施工計画に則って確認しております。</p> <p>はい。そのとおりです。</p>
<p>【案件6】</p> <p>予定価格を3者とも超えてしまったという場合に、予定価格の設定の仕方がどうだったのかというのが気になる。予定価格の算定方法はどうだったのか説明願いたい。</p> <p>前年度の契約金額を予定価格とするという決まり事があるのか。</p> <p>資材等のコストの上昇が考えられるが、そういったことを見込んで設定することは難しいのか。</p> <p>当然のコストアップ要因を含めることを考慮しないのは、合理的でないと思うがどうか。</p> <p>施設規模が40トン/日（5時間）以上の能力を有する施設の元請事業者としての維持管理実績を2件以上有していることを参加資格の条件としているが、この規模だとこれが基準となるのか。</p>	<p>予定価格については、前年度の契約金額を予定価格としております。</p> <p>財政室との折衝の中で、予算金額はこれだけだと決められてしまいます。それが予定価格となります。</p> <p>本来はそうしたいのですが、難しいです。</p> <p>次回の入札時には、人件費等のコストが上がっていますので、予定価格に反映していくべきだと考えています。</p> <p>本市の施設の規模が85トンですので、その半分程の規模を維持管理できていれば、問題ないであろうと考えております。</p>

質問	回答
<p>【案件7】</p> <p>落札率が47.9%と低いが、そもそも予定価格の設定に問題はなかったのか。</p> <p>その4者というのは、どういった事業者なのか。今回入札した事業者とは別の事業者なのか。</p> <p>次回入札の際に、今回の経過を踏まえて見直す考えはあるか。</p> <p>3年後ということは、人件費や物価の上昇等があった場合に、それが加味された予定価格になるということか。</p> <p>見積りの最低価格を予定価格にするのか、平均価格を予定価格にするのか。それはどういった基準で決められるのか。</p> <p>今回平均にしたのはなぜか。</p> <p>外注やアウトソーシングする場合に、どのような比較指標を設けているのか。</p> <p>水道料金等滞納整理業務というのは具体的にどういった業務なのか。</p> <p>多くの自治体で、こういう業務は外注になっているのか。</p> <p>滞納整理業務について、吹田市では他の債権をもっている部局との名寄せのようなことは考えていないのか。</p>	<p>予定価格につきましては、見積りを4者依頼しまして、その平均で算出しています。</p> <p>入札に参加した事業者のうち1者は、関東の事業者で見積りは依頼していません。その他入札に参加した3者と指名していない1者を含めた4者から見積りを取っています。</p> <p>今回は3年後になります。基本的には見積りを複数者から徴取しまして、それを元に予算設定し、予定価格を設定します。</p> <p>はい。そのとおりです。</p> <p>案件ごとになるのではないかと考えております。</p> <p>平均を利用するのが妥当だと考えたからです。</p> <p>まずはコストの対比です。また民間で行われている業務かどうか等を勘案しながら、効率的、効果的かどうかを考えて外注を行っています。</p> <p>料金の滞納者を訪問させていただいたり、電話をさせていただいたりして支払いを促す業務です。</p> <p>検針はほぼ全ての自治体で外注されていると言っていると思います。滞納は行っていない自治体もありますが、大体外注に移行していると思います。</p> <p>債権管理条例というのがありますので、その中で債権については適正に管理をしていくものです。水道債権については私債権という扱いになりますので、一緒にするという事はできないと考えています。</p>

質問	回答
<p>【案件 8】</p> <p>契約予定価格も高い案件であるが、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断された理由について説明をお願いしたい。</p>	<p>従来、本市においては、職員管理と給与計算を別々のシステムで運用していたため、両システム間においてデータ連携が煩雑で即時性に欠けておりました。また、各種届出についても、紙面により提出を受けたものをデータ入力することから、間違いが生じる機会が増えることとなり、確認に時間がとられていました。これらの課題を解決するため両システムの保守終了等を機にシステムを再構築することとしました。</p> <p>そのため、本業務の事業者選定にあたっては、価格の優位性だけで判断することは適当ではなく、技術的な知見に基づく各業務のシステム化の提案を事務の省力化、効率化の視点から、プレゼンテーション等で実際に確認しながら総合的に判断する必要があることから、競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、随意契約することといたしました。</p>
<p>【案件 9】</p> <p>現場からメーカーの指定があった場合に、その妥当性を審査するような仕組みはあるのか。</p> <p>契約検査室で妥当性を判断したということか。</p> <p>今回と同じような事例は今までもあったのか。</p>	<p>物品購入の依頼があった場合には、メーカー指定等とはなるべく行わないように、また、同等品可という条件を付けてもらうように、それぞれの所管課に伝えております。同等品可という条件のなかで入札等を行うような形を原則としております。</p> <p>この消防の案件につきましては、高規格救急自動車に積載している A E D との互換性を持つ必要があるということから、そのメーカーでしか不可能ということと判断したものです。</p> <p>消防本部においても、そのメーカーでしか不可能という判断をしたうえで契約検査室に契約依頼をいただいております。また、契約検査室においてもそういった判断をしたうえで決裁処理をいただいております。</p> <p>個別のメーカー指定というのはいりません。そういった場合は、そこしかできないという理由で随意契約をするという可能性もあります。今回の案件についてはメーカー指定ですが、複数の事業者に入札参加していただいております。</p>
<p>【案件 10-1】</p> <p>入札不調を理由として随意契約になっているが、相当に金額の大きい案件でもあり、入札の経過について説明をお願いしたい。</p>	<p>平成 27 年 6 月 16 日に制限付一般競争入札の公告を開始し、22 日に入札参加申込み及び入札に係る質問を締め切りました。申込み事業者は 3 者でした。6 月 24 日に 3 者に対し参加資格確認結果通知及び質問回答を送付しました。</p> <p>7 月 9 日に入札を実施しましたが不調に終わり、最低価格を応札した事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約交渉を開始しました。</p> <p>7 月 29 日に交渉の結果、同事業者から予定価格を下回る金額が提示されたことを受け、交渉終了及び契約締結に至りました。</p>

質問	回答
<p>【案件10-2】</p> <p>入札不調を理由として随意契約になっているが、相当に金額の大きい案件でもあり、入札の経過について説明をお願いしたい。</p>	<p>本業務は、契約開始日が平成27年10月1日で夏期休業中にシステム入替が必要なため、6月22日に指名競争入札を行いました。</p> <p>指名事業者数は10者で、保守の資格等を有する技術者が在籍する事業者のうち、希望品目が「賃貸借」でかつ「通信機器」、「OA機器」の事業者を選定しました。</p> <p>入札前の現場説明会に4者が欠席して辞退し、さらに4者が入札日までに辞退しました。</p> <p>入札日当日には2者から応札はあったものの、予定価格以内ではなく、2回目の入札では1者は辞退し、もう1者も予定価格以内での応札ではなかったため、入札を終了し、最低価格を提示した事業者と随意交渉を行いました。</p> <p>随意交渉では、仕様書の細部にわたる確認を両者で行い、事業者側が見積再積算を行った結果、見積価格が予定価格以内であったため、契約を締結しました。</p>
<p>【案件11】</p> <p>土木一式工事は（第2回委員会の審議対象とされた案件の中では）いずれも落札率が高い。その中で本件が契約金額が最も高く、落札率も最も高いので、本件について説明をお願いしたい。</p>	<p>契約金額が高い理由は、工事内容、規模等が他の案件より大きく、積算基準に基づく設計金額が最も高額であることによるものです。</p> <p>落札率については、受注者の入札額により決定するものであり、発注機関が関与できるものではありませんが、総じて規模の小さな工事においては、予定価格との差異が小さい傾向が見られるため、規模の大小に関らず発生する現場経費等により、利潤が圧迫されている可能性があります。</p> <p>また、本件工事において使用する緑化ブロック等、材料の一部については、市場性が低く、資材購入に際して競争性が働きにくいことが推測され、受注者の実行予算へ影響を与えていること等も可能性として考えられます。</p>
<p>【案件12-1】</p> <p>競争入札に付することが不利と判断された理由について、説明をお願いしたい。</p>	<p>本工事は道路公園部所管の「南吹田駅前線取付道路築造工事」に合わせて施工するもので、本市以外の発注者2者を含む計4件の工事が競合することから、工程管理及び経費節減の確保が図られるものと考えます。</p>

質問	回答
<p>【案件12-2】</p> <p>競争入札に適しないと判断された理由について、説明をお願いしたい。</p>	<p>本工事は自動立体倉庫システムの一部を更新するものであり、システムの未更新部分との取り合い、工事に係る技術並びに調達部品等については、システム開発事業者独自のものです。また、同事業者により本工事が実施されなかった場合、システム全体としての保証が担保できないため、随意契約を行ったものです。</p>

6 審議結果 審議を行った案件については、概ね適正に処理されていたものと認める。

7 審議に際して委員から出された意見

- (1) 一般競争入札において、ほとんどの応札者が失格となるような最低制限価格の設定は、それが適正なものかどうか疑問に思われる。今後は、大多数の入札金額よりも著しく高額な金額で落札価格が決まることのないような最低制限価格調整額を設定する仕組みが必要ではないか。
- (2) 既設設備部分を更新あるいは改造する工事等においては、当該既設部分に係る工事等を受注した業者が有利となる傾向にあることに鑑み、競争入札にするよりも随意契約にする方が合理的であるように思われる。今後、吹田市にとって何が市民のために良いかを考慮したうえで、この種の工事においても、ケース・バイ・ケースで随意契約を行う必要があるのではないか。
また、既設設備が関連する場合であっても、競争入札を適切に行える環境づくりはできないか。
- (3) 公告から入札までの期間が短くて、一般競争入札の実質を確保できていないと感じる。公告から入札までの期間をもう少し考える余地があるのではないか。
- (4) 辞退者の多い案件については、何らかの形でその動向を把握する必要があると感じるので、辞退届に理由を書く欄を設けてはどうか。